

別紙 1

令和 7 年度第 4 回静岡市国民健康保険運営協議会 開催結果

1 開催日

令和 8 年 1 月 20 日 (火)

2 開催方法

書面開催

3 出席者

委員 14 人 (欠席者なし)

※意見書の提出 (会長は各委員から提出された意見書の確認) をもって出席とします。

4 答申書案の確認について

別紙 2 のとおり

5 答申書について

・答申書 (修正後) 別紙 3 のとおり

・答申書 (修正箇所見え消し) 別紙 4 のとおり

※御提案いただいた修正事項については、全てその趣旨を踏まえた修正をしました。

意見書に記載のあったものを転記しています。ただし、「特になし」等の記載は省略させていただきました。

1. 答申書（案）の「2 理由」について

委員	御意見
平岡信彦委員	私は値上げ案について、「子ども・子育て支援金」に係る負担増はともかく、それ以外について「賛成できない」と運営協議会でのべました。その上の意見ですが、10,500円引き上げは運営協議会で示した「パターン3」の案を多数決により選択したものなので、その理由を書いた方がいいと思います。「急激な保険料の増額を避ける」というような理由だったと思います。
杉本 護委員	そもそも反対の立場なので、補強するような意見はない。 (要約)

2. 答申書（案）の「3 要望事項」について

委員	御意見
平岡信彦委員	<p>(1) については「引き続き要望していく」を「引き続きあらゆる機会をとらえて要望していく」にしてはどうか。</p> <p>医療費は技術の向上により、費用は増加することが避けられず、この費用を社会全体でどのように負担していくのか、が問われています。医療費の支出と被保険者の負担の問題は、静岡市の運営協議会だけで解決できる問題でないことが、運営委員になって改めて強く感じました。</p> <p>本来、国保制度は国が責任を持つべき医療制度であり、他の予算と比べても優先順位を高くすべきものだと考えます。強く要望してもらいたいと思います。</p> <p>(その他)</p> <p>「市独自の一般会計からの繰り入れを検討すること」</p> <p>現在繰り入れられているもの以外の一般会計から支出することができないのか、検討してもらいたいと思います。国への要望のところにも書いたように、他の予算と比べても優先順位を高くしてもらいたいと思います。他の自治体がどのように努力しているのか、もし参考にできるものがあればお願いしたいと思います。</p>
杉本 護委員	<ul style="list-style-type: none"> ・「構造的課題があるが」 → 「構造的課題があり」 ・「引き続き要望」 → 「引き続き強力に要望」 ・国保法第44条の減免制度に関する記載を追加 (要約)

答申書

2026年1月

静岡市国民健康保険運営協議会

2025年度静岡市国民健康保険運営協議会委員

会長	石上 順太郎	公益代表 (静岡市議会議員)
会長職務代理	長島 強	公益代表 (静岡市議会議員)
委員	小泉 住雄	被保険者代表 (静岡市自治会連合会)
委員	大石 泰子	被保険者代表 (公募委員)
委員	川島 文江	被保険者代表 (公募委員)
委員	平岡 信彦	被保険者代表 (公募委員)
委員	鈴木 研一郎	保険医代表 (一般社団法人静岡市静岡医師会)
委員	大蝶 修司	保険医代表 (一般社団法人静岡市清水医師会)
委員	清水 寿哉	保険医代表 (一般社団法人静岡市静岡歯科医師会)
委員	長田 正章	保険薬剤師代表 (清水薬剤師会)
委員	宮城 展代	公益代表 (静岡市議会議員)
委員	杉本 譲	公益代表 (静岡市議会議員)
委員	田ノ下 倫正	被用者保険等保険者代表 (静岡県自動車販売健康保険組合)
委員	清田 篤志	被用者保険等保険者代表 (静岡県金属工業健康保険組合)

2026年1月22日

静岡市長 難波 喬司 様

静岡市国民健康保険運営協議会
会長 石上 顕太郎

2026年度静岡市国民健康保険料率について（答申）

2025年10月17日付け07静保健保第2206号で静岡市国民健康保険運営協議会規則第4条第2号に基づき諮問がありました2026年度静岡市国民健康保険料率について、当協議会において慎重な審議を行いました。

その結果について、要望事項を付し、次のとおり答申いたします。

記

1 審議結果

2026年度の保険料率は、次のとおりとすることが妥当と考えます。

・医療分

所得割について、現行6.08%を6.73%に改定すること

均等割について、現行24,900円を29,400円に改定すること

平等割について、現行20,900円を据え置きとすること

・後期高齢者支援金分

所得割について、現行2.57%を据え置きとすること

均等割について、現行10,500円を据え置きとすること

平等割について、現行7,900円を据え置きとすること

・介護納付金分

所得割について、現行2.33%を据え置きとすること

均等割について、現行18,400円を据え置きとすること

2 理由

国民健康保険（以下、「国保」という。）は、2018年度の都道府県単位化により、県が財政運営の責任主体の役割を担っています。この仕組みに基づき、各市町は、国保運営の必要財源として、毎年度、県が示す事業費納付金を被保険者から保険料として集めるため、市町ごと保険料率を設定しています。

近年は、高齢化による医療機会の増加や医療の高度化等に伴い、一人あたり医療費が伸びていることで、県から示される一人あたり事業費納付金は増加傾向にあります。

これまででは、一人あたり事業費納付金は、県基金の活用により抑制されてきましたが、県基金の枯渇により、2026年度は、急増します。

さらには、2026年度から子ども・子育て支援金制度がはじまり、これまでの保険料と併せて、2026年度については一人あたり平均3,400円を徴収することが必要となります。

以上のこと踏まえると、保険料率は、引き上げが必要な状況です。

2026年度以降に引き上げるべき保険料については、様々なパターンで試算を行い、検討したところ、結果として、「子ども・子育て支援納付金分」を含め、一人あたり平均10,500円の引き上げになりました。

なお、2026年度から徴収する「子ども・子育て支援納付金分」については、賦課方式を所得割と均等割の2方式とし、保険料率は、県から示される「子ども・子育て支援納付金分」に係る事業費納付金を納めることが可能な率を設定することとします。

3 要望事項

(1) 国保は被保険者に高齢者や低所得者が多く、医療費に見合う保険料収入の確保が困難という構造的課題があり、国保を持続可能な制度とするため、国に更なる公費拡充により財政基盤のより一層の強化を図ることを、引き続きあらゆる機会をとらえて強く要望していくこと。

(2) 高額薬剤の使用など、突発的な医療費の急増に対応できる国保財政の運営に努めるよう県へ要望していくこと。

(3) 静岡市国保被保険者の特定健康診査の受診促進、後発医薬品の普及促進を行い、医療費の適正化に努めるとともに、被保険者が経済的理由等による極度の受診控えで重症化することがないよう適切な対応を行うこと。

そのため、国民健康保険法第44条の減免制度については、市民にわかりやすく周知し、被保険者の状況に応じて柔軟に対応すること。

(4) 保険料率の引き上げの際には、被保険者の負担感に配慮するとともに、被保険者の理解が得られるように十分な周知を行うこと。併せて、滞納者の増加が予想されることから、より丁寧な納付相談を行い、納付資力に応じた適切な滞納整理事務を行うこと。

答申書

2026年1月

静岡市国民健康保険運営協議会

2025年度静岡市国民健康保険運営協議会委員

会長	石上 順太郎	公益代表 (静岡市議会議員)
会長職務代理	長島 強	公益代表 (静岡市議会議員)
委員	小泉 住雄	被保険者代表 (静岡市自治会連合会)
委員	大石 泰子	被保険者代表 (公募委員)
委員	川島 文江	被保険者代表 (公募委員)
委員	平岡 信彦	被保険者代表 (公募委員)
委員	鈴木 研一郎	保険医代表 (一般社団法人静岡市静岡医師会)
委員	大蝶 修司	保険医代表 (一般社団法人静岡市清水医師会)
委員	清水 寿哉	保険医代表 (一般社団法人静岡市静岡歯科医師会)
委員	長田 正章	保険薬剤師代表 (清水薬剤師会)
委員	宮城 展代	公益代表 (静岡市議会議員)
委員	杉本 譲	公益代表 (静岡市議会議員)
委員	田ノ下 倫正	被用者保険等保険者代表 (静岡県自動車販売健康保険組合)
委員	清田 篤志	被用者保険等保険者代表 (静岡県金属工業健康保険組合)

2026年1月22日

静岡市長 難波 喬司 様

静岡市国民健康保険運営協議会
会長 石上 顕太郎

2026年度静岡市国民健康保険料率について（答申）

2025年10月17日付け07静保健保第2206号で静岡市国民健康保険運営協議会規則第4条第2号に基づき諮問がありました2026年度静岡市国民健康保険料率について、当協議会において慎重な審議を行いました。

その結果について、要望事項を付し、次のとおり答申いたします。

記

1 審議結果

2026年度の保険料率は、次のとおりとすることが妥当と考えます。

・医療分

所得割について、現行6.08%を6.73%に改定すること

均等割について、現行24,900円を29,400円に改定すること

平等割について、現行20,900円を据え置きとすること

・後期高齢者支援金分

所得割について、現行2.57%を据え置きとすること

均等割について、現行10,500円を据え置きとすること

平等割について、現行7,900円を据え置きとすること

・介護納付金分

所得割について、現行2.33%を据え置きとすること

均等割について、現行18,400円を据え置きとすること

2 理由

国民健康保険（以下、「国保」という。）は、2018年度の都道府県単位化により、県が財政運営の責任主体の役割を担っています。この仕組みに基づき、各市町は、国保運営の必要財源として、毎年度、県が示す事業費納付金を被保険者から保険料として集めるため、市町ごと保険料率を設定しています。

近年は、高齢化による医療機会の増加や医療の高度化等に伴い、一人あたり医療費が伸びていることで、県から示される一人あたり事業費納付金は増加傾向にあります。

これまで、一人あたり事業費納付金は、県基金の活用により抑制されてきましたが、県基金の枯渇により、2026年度は、急増します。

さらには、2026年度から子ども・子育て支援金制度がはじまり、これまでの保険料と併せて、2026年度については一人あたり平均3,400円を徴収することが必要となります。

以上のこと踏まえると、保険料率は、引き上げが必要な状況です。

2026年度以降に引き上げるべき保険料については、様々なパターンで試算を行い、検討したところ、結果として、「子ども・子育て支援納付金分」を含め、一人あたり平均10,500円の引き上げになりました。

なお、2026年度から徴収する「子ども・子育て支援納付金分」については、賦課方式を所得割と均等割の2方式とし、保険料率は、県から示される「子ども・子育て支援納付金分」に係る事業費納付金を納めることが可能な率を設定することとします。

3 要望事項

(1) 国保は被保険者に高齢者や低所得者が多く、医療費に見合う保険料収入の確保が困難という構造的課題があり、国保を持続可能な制度とするため、国に更なる公費拡充により財政基盤のより一層の強化を図ることを、引き続きあらゆる機会をとらえて強く要望していくこと。

(2) 高額薬剤の使用など、突発的な医療費の急増に対応できる国保財政の運営に努めるよう県へ要望していくこと。

(3) 静岡市国保被保険者の特定健康診査の受診促進、後発医薬品の普及促進を行い、医療費の適正化に努めるとともに、被保険者が経済的理由等による極度の受診控えで重症化することがないよう適切な対応を行うこと。

そのため、国民健康保険法第44条の減免制度については、市民にわかりやすく周知し、被保険者の状況に応じて柔軟に対応すること。

(4) 保険料率の引き上げの際には、被保険者の負担感に配慮するとともに、被保険者の理解が得られるように十分な周知を行うこと。併せて、滞納者の増加が予想されることから、より丁寧な納付相談を行い、納付資力に応じた適切な滞納整理事務を行うこと。